

様式 1 公表されるべき事項

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤労手当については、人間文化研究機構役員給与規程により、その者の業務実績に応じ、経営協議会に諮ってこれを増額し、または減額することができる。
平成23年度においては、業務実績に反映するほど特に顕著な業績や失態がなかったため、業務実績に基づく役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 期末勤労手当について、国の指定職俸給表適用職員の支給割合の改定を踏まえて、昨年度引き下げた年間0.15月分(12月期)の支給割合を、6月期と12月期に平準化。 }

理事 { 法人の長に同じ。 }

理事(非常勤) { 改定無し }

監事 { 適用者無し }

監事(非常勤) { 改定無し }

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,220	千円 12,720	千円 5,138	千円 2,289 (地域手当) 71 (通勤手当)			
A理事	千円 15,334	千円 9,360	千円 3,781	千円 1,684 (地域手当) 87 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)			
B理事	千円 14,067	千円 8,688	千円 3,509	千円 1,563 (地域手当) 305 (通勤手当)			
C理事	千円 13,879	千円 8,688	千円 3,509	千円 1,563 (地域手当) 117 (通勤手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 3,840	千円 3,840	千円 ()	千円 ()			※
A監事 (非常勤)	千円 1,500	千円 1,500	千円 ()	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,500	千円 1,500	千円 ()	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)により準用される独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)及び職員の給与改定に関する政府方針(閣議決定)に基づき、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を十分に考慮して適正な給与水準となるよう決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績により年1回の昇給時に昇給の号給数に反映させるほか、勤勉手当の増減を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇格)	国家公務員給与法適用職員に準じ、勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額 (昇給)	国家公務員給与法適用職員に準じて勤務成績を判定し、その昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	国家公務員給与法適用職員に準じ、基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

(平成23年4月1日から実施)

① 昇給号数

国に準拠して、平成23年4月1日において43歳未満である職員について、同日に受ける号給を1号給上位に調整する措置を実施。

② 期末・勤勉手当

国に準拠して、昨年12月期に引き下げた年間0.20月分(指定職本給表適用職員については0.15月分)の支給割合を、6月期と12月期に平準化。

③ 超過勤務手当

国に準拠して、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に、法定の休日に相当する日の勤務時間を含めることとする改定を実施。

④ 本給の半減の取扱い

国に準拠して、本給の半減に係る病気休暇日数について、「引き続き勤務しない期間」の計算を改正後の病気休暇制度の取扱いにあわせることとし、また、結核性疾患に係る本給の半減期間の特例取扱いを廃止。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 340	歳 47.6	千円 8,072	千円 6,030	千円 190	千円 2,042
事務・技術	人 150	歳 41.9	千円 6,030	千円 4,565	千円 187	千円 1,465
教育職種 (大学教員)	人 182	歳 51.7	千円 9,500	千円 7,047	千円 192	千円 2,453
指定職種	人 6	歳 66.8	千円 15,689	千円 11,721	千円 181	千円 3,968
研究職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 53	歳 35.9	千円 3,801	千円 3,313	千円 176	千円 488
事務・技術	人 28	歳 34.2	千円 3,436	千円 2,628	千円 214	千円 808
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 35.2	千円 4,512	千円 3,424	千円 107	千円 1,088
教育職種 (プロジェクト研究員)	人 22	歳 38.3	千円 4,168	千円 4,168	千円 138	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員、任期付職員及び非常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略した。

注3:在外職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため省略した。

注4:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(プロジェクト研究員)」とは、人間文化研究機構の各機関における特定のプロジェクトに従事する職員を示す。

注6:常勤職員の研究職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

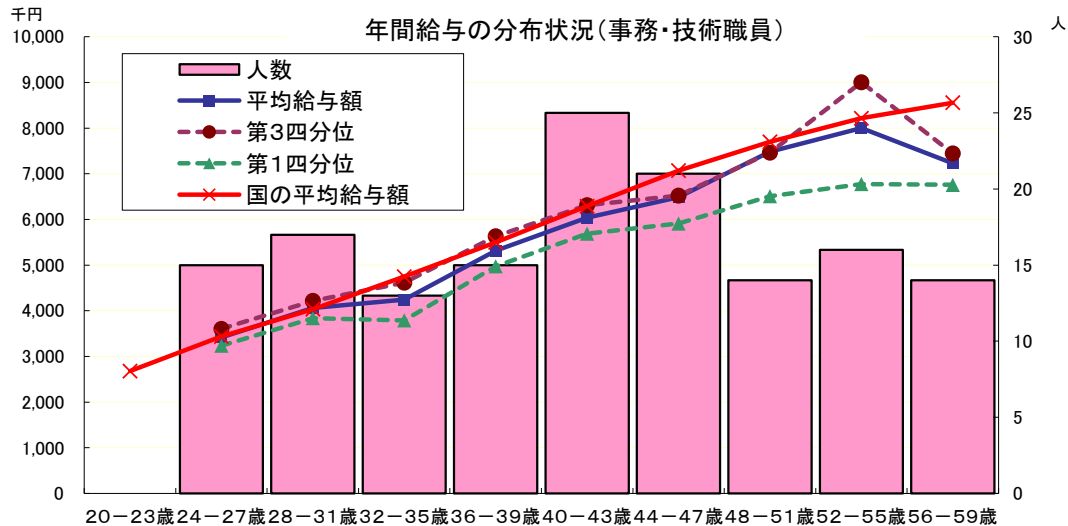
〔年俸制適用者〕

任期付職員	人 22	歳 40.7	千円 6,399	千円 6,399	千円 15	千円 0
地域研究推進センター 研究員	人 14	歳 37.6	千円 5,647	千円 5,647	千円 24	千円 0
特任研究員	人 8	歳 46.1	千円 7,715	千円 7,715	千円 0	千円 0

注1:「地域研究推進センター研究員」とは、関係大学・機関と研究拠点を共同設置し、拠点間のネットワーク構築して研究を推進する地域研究推進事業に従事する職員を示す。

注2:常勤職員、在外職員、任期付職員の事務・技術、教育職種及び医療職種、再任用職員及び非常勤職については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



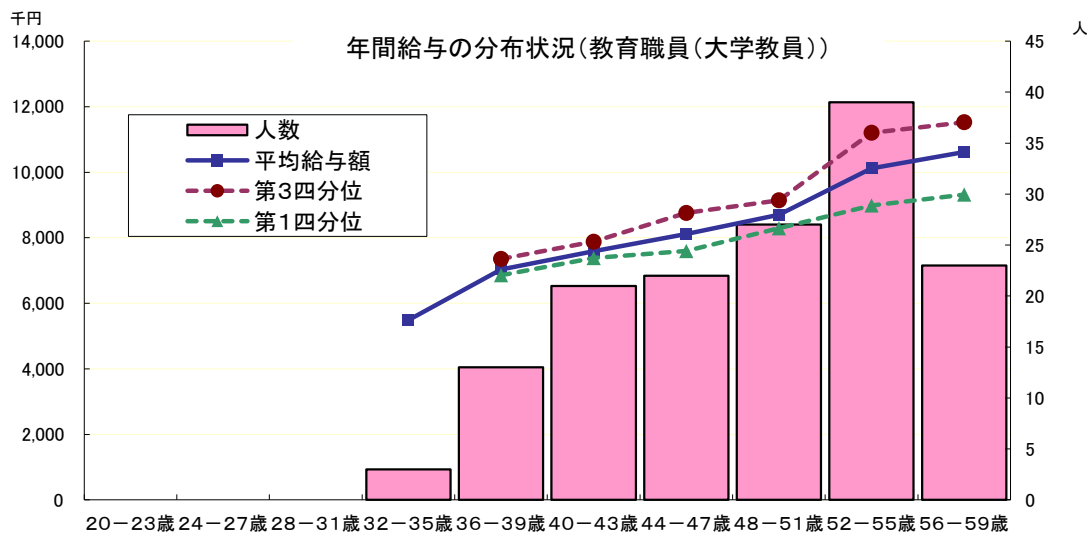
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	3	52.2	-	-	10,692	-	-
課長	15	50.6	8,127	8,127	8,669	9,175	9,175
課長補佐	15	53.3	6,757	6,757	7,015	7,430	7,430
係長	61	45.1	5,660	5,660	6,097	6,488	6,488
主任	20	37.7	4,119	4,119	4,865	5,302	5,302
係員	36	29.6	3,449	3,449	3,886	4,021	4,021

注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注1:年齢32～35の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	89	57.2	9,913	9,913	10,751	11,529	11,529
准教授	81	47.0	7,632	7,632	8,158	8,759	8,759
助教	12	41.9	5,754	5,754	6,364	6,708	6,708

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	150 ()	14 (9.3%)	29 (19.3%)	62 (41.3%)	22 (14.7%)	6 (4.0%)
年齢(最高 ～最低)		27 }	44 }	58 }	59 }	57 }
所定内給与 年額(最高～ 最低)		2,954 }	4,069 }	5,190 }	5,521 }	6,507 }
年間給与額 (最高～最 低)		2,277 3,812 }	2,561 5,317 }	3,258 6,866 }	4,716 7,463 }	4,903 8,357 }
		3,020	3,415	4,376	6,362	6,757

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	管理部長	事務局長 管理部長	事務局長	
人員 (割合)	14 (9.3%)	2 (1.3%)	1 (0.7%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)	59 }				
所定内給与 年額(最高～ 最低)	7,152 }				
年間給与額 (最高～最 低)	5,822 9,419 }				
	7,683				

注1: 9級及び10級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

注2: 7級及び8級における該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	助教 助手	講師	准教授	教授 機関の長	
人員 (割合)	182 ()	該当者なし ()	12 (6.6%)	該当者なし ()	81 (44.5%)	89 (48.9%)	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)			51 }		64 }	64 }	
所定内給与 年額(最高～ 最低)			3,959 5,934 }		4,924 6,932 }	5,843 10,297 }	
年間給与額 (最高～最 低)			7,974 }		9,444 }	13,803 }	
			5,323		6,736	8,044	

注: 6級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 64.6	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 35.4	% 36.3
	最高～最低	% 45.0～33.9	% 45.3～31.4	% 45.2～32.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 42.5～33.0	% 39.7～30.5	% 39.1～31.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 65.2	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 34.8	% 36.3
	最高～最低	% 49.8～34.0	% 42.7～31.5	% 46.2～32.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 49.8～33.8	% 42.7～31.3	% 46.2～32.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

94.3
107.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

101.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.3	
	参考	地域勘案 95.5
		学歴勘案 92.8
		地域・学歴勘案 94.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 95.6% (国からの財政支出額 13,458,899,177円、支出予算の総額 14,080,902,177円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を充分考慮して適正な給与水準に決定されている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 —	
	引き続き、給与水準の適切性の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.1

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,564,293	3,574,529	-10,236	△0.3%	同左 ()
退職手当支給額 (B)	630,249	198,507	431,742	217.5%	同左 ()
非常勤役員等給与 (C)	1,671,832	1,687,816	-15,984	△0.9%	同左 ()
福利厚生費 (D)	602,832	580,269	22,563	3.9%	同左 ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,469,206	6,041,121	428,085	7.1%	同左 ()

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」が比較減(10,236千円 0.3%)となった理由
常勤職員の平均年齢が下降したことが主な要因である。
- ②「最広義人件費」が比較増(428,085千円 7.1%)となった理由
法定福利費の保険料率の上昇による福利厚生費の増加と、定年・任期満了等による退職手当支給額の増加が主な要因である。
- ③「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,247,916	3,988,018	3,964,631	3,859,872	3,703,728	3,574,529	3,564,293
人件費削減率 (%)		△ 6.1	△ 6.7	△ 9.1	△ 12.8	△ 15.9	△ 16.1
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.1	△ 7.4	△ 9.8	△ 11.1	△ 12.7	△ 12.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額に旧独立行政法人国立国語研究所の平成17年の給与、報酬等支給総額を合算した額である。また、平成18年度～平成21年度の給与、報酬等支給総額は旧独立行政法人国立国語研究所の各年度の給与、報酬等支給総額を合算した額である。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

役員について

・平成24年5月から実施。

職員について

・平成24年5月から実施。